

東京都における アスベスト飛散防止対策

東京都環境局環境改善部

ほ さか ゆきひさ
基準担当課長 保坂 幸尚

1. 都のアスベスト対策の体系

昨年6月下旬以降、アスベストによる労働災害、さらには従業員の家族や周辺住民への健康被害の拡大が相次いで顕在化し、アスベスト問題は大きな社会問題へと発展した。

アスベストが社会問題化したのは、今回が初めてではなく、昭和62年には学校などの公共施設における吹付けアスベストの損傷・劣化が問題となった。これを踏まえて、東京都では、平成元年5月に、都におけるアスベスト対策の基本方針を盛り込んだ「東京都アスベスト対策大綱」を制定するとともに、同年12月には、庁内のほとんどすべての局で構成する「東京都アスベスト対策推進会議」を設置し、全庁的な情報の共有化に努めてきた。

東京都アスベスト対策推進会議では、昨年7月に、都のアスベスト対策について、表1に示す内容であらためて体系化し、公表を行っている（表1には、公表後に開設または決定した事項を含む）。

これらの対策のうち、本稿では、建築物などの解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策として、都民の健康と安全を確保する環境に関する

条例（以下「環境確保条例」という）および大気汚染防止法に基づく規制と「アスベスト飛散防止対策マニュアル」を中心に解説する。

2. 環境確保条例および大気汚染防止法に基づく規制

本年3月に、大気汚染防止法施行令の改正が施行され、届出対象の建材については、アスベスト含有の吹付け材に加えて、保温材等が対象となった（表2を参照）。また、届出対象の解体・改修作業を実施する建築物の規模要件等が撤廃された。さらに、本年2月に大気汚染防止法の改正が公布され、これに基づき、今後、秋までには、建築物以外の工作物（化学プラントなど）も法対象となる。

大気汚染防止法施行令の改正を契機に、都は、工事施工者が行う届出の手続きを合理化するために、環境確保条例の改正と地方自治法に基づく事務処理の特例に関する条例の改正を行い、本年4月から施行している。

従来、大気汚染防止法に基づく事務は都および八王子市が、環境確保条例に基づく事務は特別区および市が分担していたため、大気汚染防止の観点から求める解体・改修工事の同様の届出について、書類が2種類で、窓口も2カ所という状況に

表 1 東京都のアスベスト対策の体系と実施状況

事 項		実施状況	
都民への対応	相談窓口の充実 (健康・環境・労働相談)	窓口対応マニュアル(Q&A)の作成	17年8月
		各局窓口の充実(たらい回しを避ける)	継続実施中
	広報・情報提供の充実	「アスベストQ&A」のホームページ掲載	17年8月～
		都民向けパンフレットの作成	17年9月
		ホームページ「アスベスト情報サイト」 ^(注) の開設	17年9月～
医療体制の整備	都立広尾病院におけるアスベスト専門外来	17年11月～	
建築物対策	解体・改修時及び廃棄時の対策強化	解体工事現場への立入検査と周辺環境調査	継続実施中
		各法令・条例等に基づく手続きや処理の指導の徹底	継続実施中
		「アスベスト飛散防止対策マニュアル」の改訂	18年4月
		飛散性アスベスト廃棄物の都の処分場への受入れ	18年2月～
	民間建築物等への対応	アスベスト使用状況等の実態調査	17年7～11月
		特定建築物等の相談対応, 指導・助言	継続実施中
		「建築物アスベスト点検の手引」の作成	17年9月
		中小企業向けアスベスト対策支援融資	17年11月～
	都有施設等への対応	アスベスト使用状況の全庁フォロー調査	17年8・9月
		フォロー調査等を踏まえた飛散防止対策工事	17年10月～
区市町村との連携	公共施設調査・解体時飛散防止への技術支援	継続実施中	
	住民相談の対応への支援	継続実施中	
アスベストの環境調査	一般大気環境中の濃度測定	17年10月～	

(注) 情報サイトのURL: <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/keikaku/asbestos/index.htm>

なっていた。そこで、条例改正においては、建築物の解体・改修工事に関して、条例に基づく届出と共通内容である工事の場所や期間などの基本的な届出については、法に基づく届出を行えばよいとするとともに、一つの工事について、法の事務も条例の事務も都か区市のいずれか一方が分担するよう、届出の窓口を一本化した。

なお、地方自治法に基づく「条例による事務処理の特例」の制度は、平成11年の地方分権一括法による地方自治法の改正によって、地域の実情に応じて柔軟に市町村および特別区へ事務・権限の再分配が可能となるよう設けられた制度である。これまで、東京都においては、環境分野では環境確保条例の事務についてのみ、本制度に基づき、区市に事務の一部を移譲していたが、今回の条例改正で、環境分野において初めて、法律に基づく都知事の権限に属する事務の一部についても区市に移譲することとなった。

大気汚染防止法に関する規定の改正後の状況において、環境確保条例と大気汚染防止法との規定内容を比較すると、表 3 に示すとおりとなる。

環境確保条例における解体・改修時のアスベスト飛散防止の規定内容には、以下の特徴がある。

- ① 吹付け材・保温材等のみならず、硬い建材である成形板等の取扱いについても、都の告示により遵守すべき作業基準(条例上の呼称では「遵守事項」)を定めている。
- ② 一定規模以上の「石綿含有建築物解体等工事」(条例上の届出対象の工事)については、石綿濃度の測定を義務付けており、届出書において具体的な測定地点などの記載を求めている。

このように、環境確保条例においては、届出においても条例独自の内容を求めていたことから、今回の条例改正においては、法の届出だけで様式を一元化してしまうのではなく、法に基づく届出

表 2 アスベスト含有建材の種類と解体・改修時の取扱い

分類	主な種類		環境確保条例および大気汚染防止法に基づく解体・改修時（除去の場合）の取扱い	
			届出	主な飛散防止対策
吹付け材	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト ・石綿含有吹付けロックウール ・石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け） ・石綿含有パーライト吹付け など		工事開始の14日前までに、届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・施工区画の隔離 ・出入口での前室の設置 ・換気・集じん装置の設置 ・除去建材の湿潤化 ・飛散防止剤の散布
保温材等	石綿含有保温材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・けい酸カルシウム保温材 ・パーライト保温材 ・パーミキュライト保温材 など	工事開始の14日前までに、届出が必要 （大気汚染防止法に基づく届出は、平成18年3月から適用となった）	<ul style="list-style-type: none"> ・施工区画の隔離 ・出入口での前室の設置 ・換気・集じん装置の設置 ・除去建材の湿潤化 ・飛散防止剤の散布 （掻き落とし・切断・破砕以外の方法による保温材等の除去の場合は、隔離、前室の設置、換気・集じん装置の設置は必要とせず、周辺の養生でよい）
	石綿含有耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有耐火被覆板 ・石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ・石綿含有耐火被覆塗り材 		
	石綿含有断熱材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根用折版裏断熱材 ・煙突用断熱材 		
成形板等	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿セメント円筒 ・押出成形セメント板 ・住宅屋根用化粧スレート ・繊維強化セメント板（スレート波板・フレキシブル板など） ・窯業系サイディング ・石綿含有ロックウール吸音天井板 ・ビニル床タイル ・パルプセメント板 など		届出の対象ではないが、環境確保条例に基づく遵守事項において、石綿含有材料の使用状況の事前調査を義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事現場全体の覆い ・散水等による湿潤化 ・極力、破砕しないで手ばらしによる撤去

書に都の独自施策についての届出書を添付してもらったこととした。

3. アスベスト飛散防止対策マニュアル

法令・条例等の運用上の解説や具体的なアスベスト飛散防止対策などについては、これまでも「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」を作成し、東京都環境局のホームページにも掲載してきた（表 1 の脚注に示した「アスベスト情報サイト」の URL を参照）。

2. で述べたように、環境確保条例および事務処理の特例に関する条例を改正したことに伴い、ア

スベスト飛散防止対策マニュアルについても改訂が必要となった。本年4月に行った今回の改訂に当たっては、単に条例改正の内容だけを盛り込むのではなく、昨今のアスベスト問題の高まりを受けて、解説内容の充実を図るとともに、マニュアル全体の構成の工夫を行った。そのため、平成9年に最初に作成した以来の大幅な改訂となった。

【改訂したマニュアルの特徴】

(1) アスベスト含有建材の解説の充実

今回の改訂では、アスベスト含有建材の解説については、それぞれの種類に応じて、最新の情報を盛り込みながら、従来よりも詳しい解説を体系的に行っている。

表 3 解体・改修に関する環境確保条例と大気汚染防止法との規定内容の比較

規制等の対象				環境確保条例			大気汚染防止法		
施設	建材	規模要件		作業基準 遵守	届出	測定	作業基準 遵守	届出	測定
		延べ面積 ^(注)	吹付け面積						
建築物 (建築基準法第2条第1号に規定するもの)	吹付け材	500m ² 以上	(区分なし)						
		500m ² 未満	15m ² 以上						
			15m ² 未満			目視			
	保温材等	500m ² 以上	(区分なし)						
		500m ² 未満	(区分なし)			目視			
	成形板等	(区分なし)	(区分なし)			目視			
上記の建築物 に属さない 工作物	吹付け材	500m ² 以上	(区分なし)						
		500m ² 未満	15m ² 以上						
			15m ² 未満			目視			
	保温材等	500m ² 以上	(区分なし)						
		500m ² 未満	(区分なし)			目視			
	成形板等	(区分なし)	(区分なし)			目視			

記号の凡例... : 現行で規定あり, : 法改正による対象拡大の見込み, : 規定なし
(注) 建築物に属さない工作物については, 築造面積。

表 4 繊維強化セメント板 (JIS A 5430) に関する JIS 規格の推移

種類名	旧規格名称	旧規格番号	廃止年	統合移行先
①スレート	石綿スレート	JIS A 5403	1995年	JIS A 5430
	石綿セメント板	JIS A 5410	1970年	JIS A 5403
	化粧石綿セメント板	JIS A 5421	1989年	JIS A 5403
	合板補強石綿セメント板	JIS A 5425	1989年	
②パーライト板 ^(注)	石綿セメントパーライト板	JIS A 5413	1995年	JIS A 5430
③けい酸カルシウム板	石綿セメントけい酸カルシウム板	JIS A 5418	1995年	JIS A 5430
	化粧石綿セメントけい酸カルシウム板	JIS A 5424	1989年	JIS A 5418
④スラグせっこう板	スラグ・せっこう系セメント板	JIS A 5429	1995年	JIS A 5430

(注) パーライト板は, 製品の需要が減少し製造業者が生産を中止したため, 現在の JIS A 5430:2004では削除されている。

特に, いわゆる非飛散性のアスベスト含有建材である成形板等については, 関係業界が多岐にわたるため, これまで, 多くの種類を体系的・網羅的に解説したものがなかった。成形板等は, 法や条例の届出対象ではないが, 4. で述べるように, 今後, 建築物の解体工事件数の増加が見込まれる中で, これらもアスベストの飛散防止上, 重視すべき建材となることから, 本マニュアルにおい

て, 今までの解説書にない豊富な解説内容を盛り込んだ。

成形板等は, その種類ごとにさまざまな JIS 規格が規定されており, これまでに, 各 JIS 規格は整理統合や廃止がなされてきた。そのため, 成形板等の解説では, その推移についても整理している。その例として, 表 4 に, 繊維強化セメント板に関する JIS 規格の推移を示す。

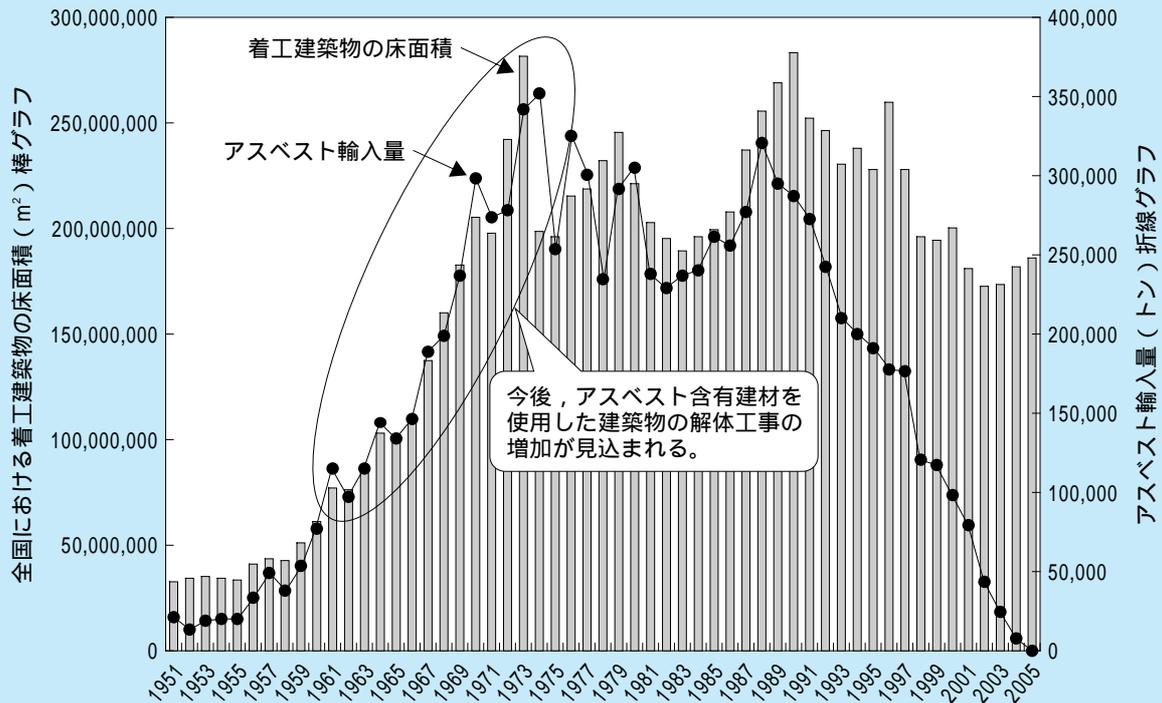


図 1 日本のアスベスト輸入量と全国の建築物着工床面積の推移

資料：財務省貿易統計，国土交通省建築着工統計調査

(2) 工程ごとに必要な対策を示す構成

従来のマニュアルは、環境確保条例の条文や、都の告示で示している遵守事項の項目ごとに解説するものであった。今回、建築物の解体・改修に関する基本的な届出内容については、大気汚染防止法に基づく届出に一元化したことから、法の運用に関する解説も盛り込む必要が生じた。

そのため、アスベストの飛散防止対策の解説については、①事前調査、②届出、③工事開始前の措置、④作業中の措置、⑤作業後の措置の順に、工程ごとに必要な対策を示す構成とし、より工事現場に即した理解しやすい内容としている。

(3) 都と区市との役割分担の解説の充実

都と区市の役割分担については、新たに章を起し、大気汚染防止法と環境確保条例の事務分担の詳細および分担の根拠を解説している。

4. 今後のアスベスト対策

わが国におけるアスベストの輸入量と全国における建築物の総着工床面積の推移（図 1）から判断すると、1960年代以降の高度成長期において着工された建築物が耐用年数に達することにより、今後、成形板等を含め、アスベスト含有建材を使用した建築物の解体件数が増加することが予想される。

このことから、都では、成形板等について建築物の解体工事におけるアスベストの飛散防止をより一層徹底するため、本年度に、専門家や関係業界と連携して成形板対策の検討会を設置し、解体工事の実態を踏まえた、きめの細かな「アスベスト成形板対策マニュアル」を作成することとしている。